

大洲市学校給食センター整備運営事業  
募集要項等に関する質問・意見に対する回答

平成22年12月8日

大 洲 市

- 本回答は、募集要項 5-2 (3) に基づき、平成22年11月18日 (木) から平成22年11月30日 (火) までの間で受け付けた募集要項等に関する質問に対する回答を公表するものです。
- 合計69件のご質問をいただきました。沢山のご質問、ありがとうございました。
- なお、回答作成に当たり、質問の順序については編集しておりますので、質問者毎の並びではないことをご了解ください。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
1	募集要項 2(7)③	4	※1、2にて米飯実施の有無について記載されておりますが、提案書審査段階ではどのように評価されるのでしょうか。貴意ご教示願います。	市では、本事業において、近年社会情勢の変化や少子化の進展など、将来の学校給食を取り巻く状況の変化等を踏まえた適切な運営の実現を特に期待しております。こうした状況を踏まえ、米飯実施の有無自体が提案書審査の評価の優劣を規定するものではなく、米飯実施の有無にかかわらず、事業者による、適切な運営及び施設の規模等の適切かつ有効な提案を期待するところです。
2	募集要項 2(9)②	5	(ア)にて「本施設の建設に係る補助金及び地方債が市に交付される場合には、事業者に対して、あらかじめ定める額を建設一時金として支払う」とありますが、交付金がない場合には、建設一時金支払いはないものとの理解でよろしいでしょうか。	市は、本事業に対して、交付金、補助金及び地方債を充当する予定です。交付金及び補助金については、国で協議がなされておりますが、仮に交付金及び補助金が充当できない場合においても地方債の対象となる部分については、建設一時金としてお支払いできるものと考えています。
3	募集要項 2(14)	6	なお書きに「施設建設、維持管理及び運営に伴う手続きに関する住民等の合意については、事業者自らが得ることとし、市はこれに協力」とあります。手続きとはスケジュール等の説明程度の意味でしょうか。また住民等の合意とはどのようなレベルでしょうか。例えば、周辺住民全員100%の合意が必要とのことでしょうか。	施設建設工事、維持管理及び運営業務の実施において、必要とするすべての住民等の合意を指すものであり、具体的には、スケジュール等の説明に加え、工事に伴う通行制限や業務の実施に対する苦情等への対応等を想定しています。
4	募集要項 3(2)④	8	(ア)にて「有資格者であること」とありますが、何を準備すべきか、この内容についてご教示方よろしくお願い致します。	募集要項 様式集における「参加資格確認申請書」(様式3-1~3-10)をご参照ください。
5	募集要項 3(2)⑥	9	(ア)にて「HACCP対応施設に対する必要な知識を有している」か「同知識を有している者の協力」とありますが、この裏付け(証明)として何が必要でしょうか。	募集要項 様式集における「参加資格確認申請書」(様式3-1~3-10)をご参照ください。
6	募集要項 3(2)⑥	9	(イ)にて学校教育施設あるいは集団調理施設における運営能力を有しているとありますが、この裏付け(証明)として何が必要でしょうか。	募集要項 様式集における「参加資格確認申請書」(様式3-1~3-10)をご参照ください。
7	募集要項 3(6)	11	事業限度額とは、いわゆる予定価格と考えればよろしいのでしょうか。ご教示ください。	事業限度額とは、市が、施設の設計・建設から平成38年度までの維持管理・運営に要する経費として、平成22年9月市議会定例会において、債務負担行為の議決を受けた限度額です。予定価格は、この債務負担行為の限度額をもとに、別途定めることとしています。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
8	募集要項 5-2(1)②	14	募集要項等説明会及び現場見学会で見学した学校等以外で、配送先の見学を行うことが可能でしょうか。	基本的には可能ですが、事前に大洲市教育委員会教育総務課 学校給食センター建設担当へご相談ください。
9	募集要項 5-2(7)	15	提案に関する応募者との対話について、所要時間、参加者数等に制限はありますか。	所要時間は3時間程度、参加者数は特に制限は設けません。代表企業に予定されている事業者をはじめ、参加グループの構成企業のうち、運営業務を予定されている事業者の方には、市としてもいろいろお聞きしたいことがありますので、参加を希望します。
10	募集要項 5-2(7)	15	募集要項等説明会での市の説明内容を確認させていただきます。その際、「提案に関する応募者との対話時に「事業費」を教えてください」とのことでしたが、具体的にはどのような対応が必要でしょうか。ご教示ください。	平成23年度当初予算に計上するためにも、建設一時金としてお支払いする額を明らかにしておく必要があります。よって、事業者には、お見込みの設計・建設業務の対価及び年度ごとの経費をお伺いしたいと考えています。
11	募集要項 6-3(2)	19	参加資格申請書の提出については、左側2箇所ホッチキス留めと有りますが、提出書類の厚みがホッチキス対応不可の場合、綴り紐綴じとしてもよろしいでしょうか。	ホッチキス対応不可の場合、綴り紐綴じも可とします。
12	事業者選定基準 第1 4	2	図中の「予定価格」は「事業限度額」と解釈すればよろしいでしょうか。	事業限度額とは、市が、施設の設計・建設から平成38年度までの維持管理・運営に要する経費として、平成22年9月市議会定例会において、債務負担行為の議決を受けた限度額です。予定価格は、この債務負担行為の限度額をもとに、別途定めることとしています。
13	事業者選定基準 第2 3(1)	3	文中の「予定価格」は「事業限度額」と解釈すればよろしいでしょうか。	事業限度額とは、市が、施設の設計・建設から平成38年度までの維持管理・運営に要する経費として、平成22年9月市議会定例会において、債務負担行為の議決を受けた限度額です。予定価格は、この債務負担行為の限度額をもとに、別途定めることとしています。
14	要求水準書 第1 4(2)	2	将来の学校給食について、少子化により給食数が減少すると見込まれています。保育園や福祉施設への配食等は検討されているのでしょうか。	具体的な検討には至っていません。事業開始後の検討項目と考えています。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
15	要求水準書 第1 4(3)	2	現在の学校給食での地元食材の使用状況についてご教示ください。	大洲学校給食センターにおける、地元食材(野菜・果物)の平成21年度の使用実績は、別添資料のとおりです。
16	要求水準書 第2 1(3)⑧	6	米飯の実施について、業者の提案とのことでしたが、米飯を給食センターで炊飯しない場合、炊飯業者に取りに行く必要が有るかと思いますが、(財)愛媛県学校給食会から委託を受けた業者の住所はどちらでしょうか。	新センターの事業計画地からは、約2kmのところには工場があります。所在地は、大洲市東大洲です。
17	要求水準書 第2 4(1)⑤	8	事業計画地周辺において、市が実施するインフラ整備は、どのようなものを実施予定でしょうか。	市が整備を予定しているものは、 ①市道榎峠1号線の排水路設置等の道路改良及び舗装工事 ②市道榎峠線から分岐して榎峠1号線への上水道敷設及び受水槽設置工事 ③敷地造成工事(119番) であり、いずれも現在、実施設計を行っているところです。 工期については、事業者と協議を行い施工したいと考えています。
18	要求水準書 第2 5(4)	9	各種インフラの加入金、負担金は市の負担との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、各種インフラの加入金、負担金については、市の負担とし、建設一時金又は後年度分割により支払います。
19	要求水準書 第3 2(3)	10	「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、(中略)適切に設計すること」ありますが、設計上、何らかの数値的基準(要求水準)はお示し頂けるのでしょうか。	本施設の機能、特性等を踏まえた、適切な耐震性等の性能を有する施設を想定しています。よって、関連法令や基準を遵守した上で、望ましい施設構造等について、事業者の提案を期待します。
20	要求水準書 第3 2(3)	10	本施設は、市の「危機管理マニュアル」において「炊き出し支援施設」として位置づけられており、その役割に対応しうる施設・設備等とする事。とありますが、具体的に役割に対応しうる施設・設備等の基準もしくは、数値的な定義があればお教えいただきたい。	本施設の機能、特性等を踏まえた、適切な耐震性等の性能を有する施設を想定しています。よって、関連法令や基準を遵守した上で、望ましい施設構造等について、事業者の提案を期待します。
21	要求水準書 第3 5(1)	13	食材搬入車及び給食配送車が北西側の公衆用道路を利用することが可能とありますが公衆用道路から敷地への出入口は任意の位置及び巾員で設定できますか。また出入口以外はフェンス等の区画が必要でしょうか。	出入口の位置及び幅員は任意で結構ですが、敷地の南西部は、記載のとおりの対応としてください。なお、フェンス等については、要求水準書33ページ 第3 5(10)⑨をご参照ください。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
22	要求水準書 第3 5(2)⑧	16	その他諸室について、事業者提案は可能でしょうか。それはどのように評価されますか。ご教示ください。	諸室を加えると価格が増加するということですが、あくまでも総合評価とします。
23	要求水準書 第3 5(2)⑧	17	器具洗浄室1について 「エアカーテン連動」とありますが、エアカーテンは不要ではないでしょうか。	隣接する室が、同一汚染区域であっても、取り扱うものにより、その汚染の程度は異なるものと考えられ、これらによる交差汚染を防止することを目的として、エアカーテンの設置を求めるものです。その他適切な方法があれば、提案を期待します。
24	要求水準書 第3 5(2)⑧	17	洗浄室について 「コンテナ回収時に車輪部分の消毒ができること」とありますが、これは回収・洗浄後の消毒工程において車輪部分の消毒が行える機器等が必要であると解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	要求水準書 第3 5(2)⑧	18	準備室 「爪ブラシ用の消毒保管庫を設置する」とありますが、適切な消毒が行えれば消毒方法は消毒保管庫に限定されないと解釈して宜しいでしょうか。	「学校給食衛生管理基準」では、前室の手洗い設備には個人用爪ブラシを常備することとされており、これら常備すべき備品等の適切な使用及び衛生管理上支障をきたすことなく、また、爪ブラシ用の消毒保管庫を設置することと同等以上の適切な消毒・管理保管の方法等がある場合は、事業者の提案を期待します。なお、文部科学省の調理場における洗浄・消毒マニュアル(Part1、Part2)及び同省の学校給食調理場における手洗いマニュアル等をご参照ください。
26	要求水準書 第3 5(2)⑧	18	市職員等用事務室について 「資料を保管する倉庫を～個人情報の管理が可能ないように」とありますが、扉の施錠等を指すと解釈して宜しいでしょうか。	個人情報等の管理を徹底することを、要求するものであり、扉の施錠に限らず、より優れた方策、設備等については、事業者の提案を期待します。
27	要求水準書 第3 5(11)⑪	33	設置する太陽光発電装置について、20Kw未満の発電能力を有する施設とすることとなっていますが、20Kw以上ではありませんか。	設置する太陽光発電装置は、電気事業法における「一般用電気工作物」程度を想定しています。
28	要求水準書 第6 6(2)	54	事業者が負担する光熱水費は、サービス対価3(運営業務の対価)の「固定部分」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。	運営業務のうち、提供食数に応じて変動しない費用については固定部分に、提供食数に応じて変動する費用は変動部分に含めることを想定していますが、具体的な固定部分と変動部分の内訳は応募者の提案に委ねています。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
29	要求水準書 第6 6(3)②	54	豆腐の納品はどのような形態を想定されているのでしょうか(通い函に浸した状態や個別プラスチック容器など)。	プラスチック容器に30丁程度ずつ(1丁ずつの包装なし、水なし)の状態で納品されています。
30	要求水準書 第6 6(3)②	55	(ア) 米飯の調達業務 米飯を実施しない場合、「事業者が米飯用の食缶(学校・クラスごと)を用意し、(財)愛媛県学校給食会より委託された業者が取り分けた食缶を9時頃本施設まで持ち帰り」とありますが、米飯用食缶の洗浄及び保管はこの委託業者が行うと解釈して宜しいでしょうか。	米飯用食缶は市の所有とし、食缶の洗浄及び保管は事業者が行うこととなります。
31	要求水準書 第6 6(3)②	55	(イ) パン及び牛乳の調達業務 パンの容器寸法と1容器当たりの入り数を提示して頂けないでしょうか。	パンの容器の寸法は、内寸 38.5*60.5*15(深さ)です。 入り数はパンの大きさによって異なりますが、最小パンは50個、最大パンは30個となっています。
32	要求水準書 第6 8(2)⑥	58	⑥ 保存食等の保存業務 「卵については全てを割卵し、混合したものから50g程度採取」とありますが、現実には量の問題から実施困難と考えられます。採取方法は事業者の判断によるもので宜しいでしょうか。	採取方法は「学校給食衛生管理基準」に準拠した方法であることとします。
33	要求水準書 第6 10(2)④	62	(イ)にて「汚染作業区域から非汚染作業区域に移動する場合」に、手指の洗浄消毒とあります。当然、衣類も着替えることが前提とは思料致しますが、本件では当該移動は可能との理解でよろしいでしょうか。	施設運用上、調理員が、汚染作業区域から非汚染作業区域に移動することは、想定されるものと考えます。よって、その際には、必ず手指の洗浄及び消毒を行うための設備及び運営の徹底をすべきものであり、衛生管理上、必要な措置を講じていただきたいと考えています。
34	要求水準書 第6 12(1)	64	「回収する残食については、直接搬入されるパン、米飯を含む」とありますが、米飯は本施設に回収されないと解釈して宜しいでしょうか。	本施設における「米飯」の実施の有無に係らず、回収する残食については、パン、米飯を含むこととします。
35	要求水準書 第6 13(2) ①(ア)	66	配送先のプラットフォームがない学校等がありますが、工事完成はいつとなるのでしょうか。	長浜地域の小学校等には現在プラットフォームがありません。H23年度に調査・設計し、H24年度に工事を行う予定としており、事業者と協議のうえ進めたいと考えています。 なお、肱川地域の幼稚園には将来も含めプラットフォームはありません。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
36	要求水準書 第6 13(2) ①(7)	66	配送先のプラットホームのシャッターはどのようにして空けていただくのでしょうか。	学校等によってルールが異なりますので、事業契約の締結後にお知らせします。
37	要求水準書 第6 13(2) ③(エ)	66	「事業者から、調理中の調理員等への指示・連絡は、その場を離れる必要がないよう、例えば、モニター等による指示・連絡方法等について提案すること。」とありますが、想定されるモニターの規格や想定されるシステムの概要はおし頂けるのでしょうか。	市が想定しているモニターの規格や想定されるシステムの概要についてお示しすることは可能です。1月に予定している、「提案に関する応募者との対話」において、説明させていただきたいと考えています。
38	要求水準書 第6 13(2) ③(エ)	66	「栄養教諭等と事業者の管理栄養士が、献立等の情報を共有し有効活用ができるよう、利用するそれぞれのパソコンに、給食管理・栄養ソフトを導入すること。」とありますが、現在利用されている給食管理・栄養ソフトの規格等はおし頂けるのでしょうか。	現在利用している給食管理・栄養ソフトの規格等や希望する内容の概要についてお示しすることは可能です。1月に予定している、「提案に関する応募者との対話」において、説明させていただきたいと考えています。
39	要求水準書 第6 14(2)	66	「事業者は市の職員及び学校栄養教諭等に維持管理・運営業務全般に関わる研修を行うこととし、この研修に用いる費用は、事業者の負担」とありますが、この費用はあくまでも、講師人件費や水光熱費等の研修に直接関わるものであり、研修を受ける方の交通費等は含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	要求水準書 第6 15(2)①	67	市が行う広報業務の補助として「見学者の申込の受付」、「概要説明」、「案内業務」が列挙されておりますが、その中で「受付業務」は補助業務にはそぐわないものではないでしょうか。むしろ受付業務は貴市が主体的に何らかの(政策的な)判断基準をもって運営されることが相応しいと思料致します(もし直接、見学者からの電話等の申込みを付けるシステムとした場合、事業者は申込み不適合等の判断も下すことなく、また単純に機械的に順番に受け付けることが推測されるため)。	市は、本施設受付における窓口業務及び見学者対応、その他施設広報に関する業務を行うこととしております。(要求水準書第6 6(3)⑤)よって、受付業務は市が主体的に行うものですが、事業者には、見学等の実施における受付業務における補助等支援を頂くことを想定しています。
41	要求水準書資料 資料1/資料4	-	資料1においてクラス数は計205となっておりますが、資料4において食器籠・食缶類の調達数が190となっております。他、食器類の数量が4300食に対して3900であるなど不足が見られます。調達数量は資料4の数量で適正でしょうか。	市が所有し、使えるものについては、新センターでも使用します。資料4の数量でご検討をいただければと思いますが、数量については、最終的に協議したいと考えています。
42	要求水準書資料 資料2	-	市職員等用事務室に係る「什器・備品類一覧表」には、「パソコン」が含まれていませんが、「パソコン」の調達は本業務に含まないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
43	要求水準書資料 資料4	-	飯椀、汁椀のサイズが160×25程度、菜皿が136×57程度となっていますが、これらの参考寸法が逆ではないでしょうか。	お見込みのとおり、寸法が逆になっております。
44	要求水準書資料 資料11	-	現状の献立は月～木曜日が2つ、金曜日が統一献立となっていますが、本施設も同様の献立構成となるのでしょうか。	新施設においては、月・水・金を米飯、火・木をパンとして、献立構成としては、1献立にしたいと考えています。
45	募集要項 様式集 様式3-2	-	資格審査の提出書類に係る各様式で維持管理企業が添付する資料としては、決算書(直近3期分)納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市民税)の最近1カ年の写しならびに会社概要資料(パンフレット等)でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、参加グループ全企業において、決算書(直近のもの3期分)、納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市民税)の写し(最近1カ年)、会社概要(パンフレット等)を、「参加資格確認申請書兼誓約書」に添付していただく必要があります。
46	募集要項 様式集 様式3-2	-	資格審査確認申請書兼誓約書に添付する納税証明書は未納税額がないことを証明する様式でよろしいでしょうか。	法人税並びに消費税については、納税証明書「その3の3」/法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書(法人用)、法人事業税、法人市民税について未納の税額がないことの証明内容を想定しております。
47	募集要項 様式集 様式3-6	-	添付書類である特定建設業の許可証の写しは建設業許可証明書で代替しても宜しいでしょうか。	原則的には特定建設業の許可証の写しを添付していただきたいと考えておりますが、有効期間内のものであれば、建設業許可証明書の代替でも可能です。
48	募集要項 様式集 様式3-10	-	HACCPに関する出版等実績または講習会等による認定資格証書等とありますが、「HACCP基礎研修」農林水産省食品産業品質管理向上推進事業による講習会の受講済証でも良いのでしょうか。	本事業では、HACCPの認証取得そのものを求めるものではなく、認証施設と同水準の衛生管理システムの構築を求めるものです。よって、HACCPに関する出版等実績や、講習会等による認定資格等も、要件を満たすものと考えます。応募の際は、募集要項 様式集における「参加資格確認申請書」(様式3-1～3-10)をご参照の上、必要な書類等を提出いただく必要があります。
49	募集要項 様式集 様式52	-	「t年度の欄に記入しない」とありますが、「t年度の欄に記入する」が正しいのではないのでしょうか。もし「t年度の欄に記入しない」が正しいのであれば、「t年度の欄に記入する」値についてのご記載をお願いします。	ご指摘のとおりです。 サービス対価について、市の支払時期(予定)が、t年の4～12月及び、t+1年の1～3月のサービス購入料の合計を、t年度の欄に記入してください。



大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
50	募集要項 様式集 様式55	-	「t年度の欄に記入しない」とありますが、「t年度の欄に記入する」が正しいのではないのでしょうか。 もし「t年度の欄に記入しない」が正しいのであれば、「t年度の欄に記入する」値についてのご記載をお願いします。	ご指摘のとおりです。 サービス対価について、市の支払時期(予定)が、t年の4～12月及び、t+1年の1～3月のサービス購入料の合計を、t年度の欄に記入してください。
51	基本協定書 (案) 3条5項	2	「優先交渉権者は、第4条の場合を除き、事業契約期間中、事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分をすることはできないものとする」とありますが、事業者が資金調達を行なう金融機関に対しての株式の担保設定については承認を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市が合理的と判断した場合は、承認する予定です。
52	基本協定書 (案) 4条1項	2	「優先交渉権者は、事業契約が終了するまで事業予定者の株式を保有するものとし、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権等の設定その他の処分を行なう場合には、事前の書面による市の承認を得なければならない」とありますが、事業者が資金調達を行なう金融機関に対しての株式の担保設定については承認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市が合理的と判断した場合は、承認する予定です。
53	基本協定書 (案) 5条1項	2	優先交渉権者が各業務を委託、請け負わせる先について括弧内に記載するにあたり、この記載の対象は、事業者と直接に契約をする先の全て、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	事業契約書 (案) 6条2項	4	「事業者は、国からの補助金の取得等財政上及び金融上の支援が適用されるよう努力する」とありますが、具体的にはどのような手続を想定されているのでしょうか。	市より県を通じて国へ申請しますが、必要な資料があれば、その作成等を想定しています。 これについては、要求水準書 P13 第3 4(8)をご参照ください。
55	事業契約書 (案) 14条2項	7	「前項の設計変更を理由として事業者が発生する増加費用及び損害については、事業者が負担する」とありますが、要求水準を満たしている場合には、設計変更による増加費用及び損害を事業者が負担することは無い、との理解でよろしいでしょうか。	本契約、募集要項等又は提案書に示された水準及び内容を超えない設計変更においては増加費用及び損害を事業者が負担し、それを超えた設計変更においては合理的な範囲で市が負担します。したがって、要求水準を満たしている場合であっても、設計変更が上記水準及び内容を超えないものであるときは、事業者負担となります。
56	事業契約書 (案) 49条5項	20	この場合においても、「サービス対価1」は通常通り支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。もっとも、市は、サービス対価の支払い債務と事業者に対する損害賠償請求権とを対当額で相殺する場合があります。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
57	事業契約書 (案) 49条5項(3)	21	損害賠償請求権と相殺されるサービス対価には、「サービス対価1」は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	サービス対価1は損害賠償請求権と相殺されるサービス対価に含まれます。
58	事業契約書 (案) 61条1項	24	「事業者は、市の事前の承認を得なければ、市に対するサービス対価請求権又はその他本契約に基づき若しくは本事業に関し、市に対して有することとなる一切の権利について、金融機関その他の第三者に対し、債権譲渡、代理受領、担保等の設定その他の処分を行なうことは出来ない」とありますが、事業者が資金調達を行なう金融機関に対する担保設定は事前に承認頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	市が合理的と判断した場合は、承諾する予定です。
59	事業契約書 (案) 第67条	26	PFI事業ではない通常の工事発注の場合、「大洲市契約に関する規則：工事請負契約書 第4条(契約の保証)」においては、規定によるいずれかの手段での納付が必要とされておりますが、本事業においては不要と考えてよろしいのでしょうか？	本契約は、工事請負のみならず、後年度における維持管理・運営業務についても一括して契約を行うものです。本事業においては、契約保証金の納付あるいは履行保証保険の付保等を事業者へ義務付けていません。
60	事業契約書 (案) 第68条	27	第68条(事業者帰責)に該当した場合、事業者は3項にて、「契約終了日から平成39年3月31日までに係るサービス対価のうち、維持管理・運営業務に係る対価の総額の20%に相当する金額を違約金として支払う」とされております。例えば、最悪、事業期間14年を残して解除になった場合、理論上、数億円を支払うことになります。一方、第70条(市側帰責)「市の債務不履行による契約終了」の場合には第69条の準用により、「発生した維持管理・運営業務に係る対価の支払い」となっており、恐らく最大でも四半期分数千円程度と思われれます。これではアンバランスであり、統一した基準に設定できませんでしょうか。	ご提案を踏まえ、第68条3項「契約終了日から平成39年3月31日までに係るサービス対価のうち、維持管理・運営業務に係る対価の総額の20%に相当する金額を違約金として支払う」を、「市が支払うべき当該事業年度のサービス対価のうち、維持管理・運営業務に係る対価の20%に相当する金額を違約金として支払う」といたします。
61	事業契約書 (案) 69条2項(1) ①(b)	28	これは、「出来形部分があるものの市がその出来形を買い受けない」場合と想定されますが、この場合でも、事業者には建設に要した費用は支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	建設費用のうち合理的なものについては、第69条4項に基づく損害賠償金として業者に支払います。
62	事業契約書 (案) 69条2項(1) ①(b)	28	この条文では、「業者に建設費用は支払われる」と考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	建設費用のうち合理的なものについては、第69条4項に基づく損害賠償金として業者に支払います。
63	事業契約書 (案) 別紙7	42	不可抗力による合理的な範囲の増加費用及び損害の負担について10%までの部分が事業者の負担となっておりますが、不可抗力による費用の増加及び損害の負担であるので、事業者の負担部分は1%にしたい。	公共工事標準請負契約約款第29条第4項を参考に、事業者の負担部分を1%に修正します。

大洲市学校給食センター整備運営事業 募集要項等に関する質問・意見に対する回答

No.	項目	頁	質問内容	回答
64	事業契約書 (案) 別紙11 3(1)①	50	サービス対価1の一部として、支払われる建設一時金の第2回建設一時金を平成25年5月末日までに支払うとありますが、第2回建設一時金の支払は平成24年7月の本施設完成後に支払を受けるのではないのでしょうか。	建設一時金には、地方債及び国から市に交付される交付金、補助金を充当するものです。当該地方債の借入れ時期は通常平成25年5月と想定されますので、事業者への支払は同月末日までとさせていただきます。しかしながら、市としては、業務が完了した時点(設計業務)又は年度末(工事費の出来形等)に、相当する額を建設一時金として支払うことにしたいと考えていますので、現在の(案)よりは早く、支払ができるものと考えています。必要であれば、1月に予定している、「提案に関する応募者との対話」において、説明させていただきますと考えています。
65	事業契約書 (案) 別紙11 3(1)①	50	サービス対価1の一部として支払われる第1回建設一時金と第2回建設一時金、各の概算支払額をご教示ください。	建設一時金の概算支払額については、初期投資経費の額により変わってきますが、目安として、計算方法を次に示します。 ①設計費:当該年度にかかる経費全額(現在の工程から想定したもの) ②工事監理費:当該年度にかかる経費全額(複数年度にかかる場合は、適正な按分により算定) ③工事費:当該年度の出来形に相当する額 ただし、上記のいずれにおいても、交付金、補助金及び地方債の対象経費に対しての支払いとなりますので、対象外経費については、民間資金で対応してください。必要であれば、1月に予定している、「提案に関する応募者との対話」において、説明させていただきますと考えています。
66	事業契約書 (案) 別紙11 3(1)②	51	サービス対価1の基準金利を決定する基準日が、平成23年1月末の2銀行営業日前となっていますが、金融機関との融資契約締結まで1年以上の期間があるので、基準日の再考をお願いしたい。	サービス対価1の基準金利を決定する基準日は、「維持管理・運営開始の2銀行営業日前」へ修正します。なお、提案書作成及び契約時は平成23年1月末の2銀行営業日前を基準日とします。
67	事業契約書 (案) 別紙11 3(1)②	51	基準金利を決定する基準日は、平成23年1月末の2銀行営業日前となっていますが、この場合、維持管理・運営開始までの期間の金利変動リスクに係るなんらかのヘッジ策を講じる必要があり、先スタートコスト等による金融費用増加など、資金調達コストの増大を招く可能性があります。総事業費削減の観点からも、例えば基準金利確定日を「維持管理・運営開始の2銀行営業日前」等に変更頂くことは可能でしょうか。	サービス対価1の基準金利を決定する基準日は、「維持管理・運営開始の2銀行営業日前」へ修正します。なお、提案書作成及び契約時は平成23年1月末の2銀行営業日前を基準日とします。
68	事業契約書 (案) 別紙11 3(2)	53	企業向けサービス価格指数の建物サービスを使用するとなっています。公表されている当該指数の対象月は2009年8月までが2000年基準、2009年9月から現在までは2005年基準により運用されています。いずれ2010年基準になるものと思われます。本件では基準年が変更された指数を一連として使用するとの理解でよろしいでしょうか。(サービス対価3も同様)	お見込みのとおりです。
69	事業契約書 (案) 別紙11 3(2)	53	PFI事業ではない通常の工事発注の場合、「大洲市契約に関する規則」第54条(工事請負の前金払)に基づき、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証により、四割以内の前金払が可能ですが、本事業においてはどのようにお考えでしょうか?前払金の支出することで「より高いVFM」の実現が可能となるのではないかと考えますが、ご教授ください。	本契約は、工事請負のみならず、後年度における維持管理・運営業務についても一括して契約を行うものです。本事業においては、契約保証金の納付あるいは履行保証保険の付保等を事業者へ義務付けていません。